

# 沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第22号



所長退任にあたって p1

新所長・副所長紹介 p2

研究支援助手制度導入 p2

**特集**

**創立40周年記念事業** p3

研究会 p11

共同研究(中間報告) p12

所員・特別研究員名簿 p13

無料法律相談 p14

2012年度活動日誌 p15



沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所



所長退任にあたって

## 「41年目」

第9代所長(2012年4月1日～2013年3月31日)

こにし よしひろ  
**小西 由浩**

法学部教授  
専攻：刑事法

40年前のその日、私は和歌山の田舎町の中学生だった。今思うと無知にもほどがあると言いたくなるが、新聞やテレビで接した「沖縄本土復帰」のニュースにも「あっ、そうなんだ」と思ったことした覚えていない。

『戦争を知らない子供たち』という唄が流行ったのは小学生の時だった。たしかに、戦争のことは写真や活字でしか知らない。私が生まれたのは終戦後10数年してからである。

いい年になって最近ようやく気付いたことなのだが、今の自分にとって10何年か前の出来事は「ついこのあいだ」である。そうなのか。私が生まれた頃の世の多くの大人たちにとって、戦争は「ついこのあいだ」のことだったんだ。

縁あって、ここ沖縄国際大学に職を得て20数年になる。今までで最も長く過ごしている場所であり、たぶんここで死んでいくことになるんだろうと思える場所であるから、私は自身を沖縄県民だと「考え」ている。だがしかし、何かの折に「沖縄は…」という言い方をするとき、妙な後ろめたさというか、少し身構える感覚がいつまでも抜けないでいる。どこかですれ違う年配の人たちに、この人は戦を生き抜いてきたのだとあらためて気付いたり、同年代の人を見て、お小遣いがドルから円になった経験をしているのだなと想像したりすると、沖縄の本土復帰に何も分からず「そうなんだ」としか感じていない中学生だった自分との、彼我の経験の差は如何ともし難いもののように思える。

話は変わるが、ここ最近、威勢のいい発言をする人が増えている感じがする。いわく「〇〇は許

さない」「××に責任を取らせろ」。その延長上にオスプレイ配備に抵抗する沖縄の人に対する「非国民」呼ばわりがあるのだろう。

急速に展開したグローバリズムの波と比較的ゆっくりと進行してきた個人化社会は、人々に「国に依存するな・組織に頼るな」、「自己決定だ・自己責任だ」というメッセージを発信し続ける。私たちはよく分からないことを自分で決めなければいけない。自らの寄る辺のなさに不安を抱いているときに「右だ」「左だ」と大きな声を出してくれる人は頼りになりそうだし、不安を顕在化した者や自分たちの安全を脅かすような存在などは徹底的にやっつけていいものに思えてくる。その「不寛容さ」を高みから無知と嗤うことも出来まい。そもそも私たちの不安の源は、専門家にも解明しきれない「非知」の領域にあるのだ。「非知」であるがゆえに、それに対する発言の重みは玄人・素人の区別なく平等であるはずなのだから。それ以上に、胸間声を上げるのは一部の層であると断じることとはできても、一方で私たちもそうした不寛容な気分を共有してはいないかとも思う。CMにも「安心・安全」を謳わないと気が済まない時代の気配とでも言おうか。

私が感じている経験の差は、これはもう「知る」ことに如くはない。たとえその差は認められないものであっても、まず知り、そして僅かでも想像力を働かせてみることに、これを積み重ねるしかない。本学創立40周年記念事業の一環として、当研究所が取り組んだ「琉球政府時代の自治」に関するシンポジウム、研究会、講演会は、私にとっても時宜を得た企画であった。刑事法を専門とする私は、つ

い普遍的なものに目を向けがちであるのだが、自分の領域にもローカルな視点を盛り込むことが出来るのではと思い始めているところである。

琉球政府の自治体験を掘り起こし、記録に残しておくという作業はまた、これからの沖縄の自治を考える上でも役に立つであろう。もちろん歴史を学んだからといって、未来を予測できる因果律が明らかになるわけではない。私たちのこれからは変わらず「非知」である。しかし米軍支配下での様々な制約の中、それでも、多くの先達が自らの手で社会を運営していたという事実は、私たちにもその可能性があることを示してくれる。将来は分からない、だから不安である。しかし振り返れば「大丈夫。やっていける。」という先例があるではないか。これは、身の安全を脅かしそうなものを逐一排除するような不寛容さとは別の道を往く、そのような心構えの糧となる「記憶」である。

沖縄国際大学は「真の自由、自治の確立」を建学の精神とする。いわゆる「自治神話」に対する本学創設者たちの反骨を表すものと勝手に解釈しているが、当研究所の活動が僅かでもそれに寄与することが出来ればと願う。

ところで、国家や制度に「美しさ」を求めるなんてファシズムの匂いがすると思うんですけど、どうでしょうか。

## 研究支援助手制度の導入

2002年4月から在職した大山盛義専任所員が2012年3月に退職した。これに伴い、研究支援助手制度が導入された。公募により慎重に選考した結果、石川朋子氏が採用された。専攻は社会学・地域研究で、任期は2012年4月から2015年3月までの3年間である。研究所の研究活動、研究会やシンポジウム等の連絡調整・運営、および紀要等の編集発行といった業務にあたる。

## 新所長・副所長紹介

任期 2013年4月1日～2015年3月31日

### 第10代所長

てるや ひろゆき  
照屋 寛之

法学部教授  
専攻：政治学、行政学



本研究所は、沖縄の現在の政治・行政はもちろんのこと、米軍統治下の政治・行政についても研究を深化させていく必要があります。米軍統治下の沖縄の政治・行政は、他府県のそれとは異なった仕組み・側面を持っており、その資料を収集・分析し、蓄積していくことは研究所の重要な使命のひとつでもあります。次年度は、これらの分野の資料・書籍等を充実させるため重点的に整備していきます。同時に、沖縄の政治・行政に関連するシンポジウム、講演会、研究会なども、積極的に企画・開催し、地域との連携もさらに深めていきたいと思っています。

### 第9代副所長

くろやなぎ やすのり  
黒柳 保則

法学部准教授  
専攻：地方自治論、地域政治論、  
地域政治史



思いがけず、副所長に再任されることとなりました。1期目は、専任所員制度から研究支援助手制度への変更や、一連の本学創立40周年記念事業の実施といった事柄が続き、まさに激動期だったと思います。当研究所は、九州・沖縄地区の大学では唯一の、法学・政治学を対象とする研究機関です。日本の大学を取り巻く厳しい状況を考えますと、このように分野を限定した研究所の存在は貴重であるといえるのではないのでしょうか。照屋新所長のもと、石川研究支援助手と連携を取りながら、創立16年目に入った当研究所のために微力を尽くしたいと思います。

# 特集

## 本学創立40周年記念事業 「復帰」「米軍統治」「琉球政府」をキーワードに 講演会、シンポジウム、研究会を開催

当研究所では、本学創立40周年記念事業として、講演会「『復帰40年』屋良朝苗が遺したもの」、シンポジウム「琉球政府の経験と沖縄の自治」、研究会「米軍統治下における沖縄の『保守』政党とアメリカ」、「琉球政府の性格—主として財政の視点から」、講演会「『復帰40年』失望と挫折を乗り越えて—全軍労闘争から国政へ」を開催した。同事業の最終回の講演会では、沖縄市総務課市史編集担当の協力により、写真パネル展も開催した。

### ■開催日程等は次の通り

#### 2012年11月6日 14:40～16:15 3号館105教室

第32回講演会 「復帰40年」屋良朝苗が遺したもの

講師 石川元平（元沖縄県教職員組合委員長/元屋良さんを励ます会事務局長）

#### 2012年11月17日 13:00～17:00 7号館201教室

第10回シンポジウム 琉球政府の経験と沖縄の自治—琉球政府発足60年・廃止40年にあたって—

基調講演 琉球政府の経験と沖縄の自治

講師 比嘉幹郎 元沖縄県副知事

パネリスト報告 琉球政府立法院制度の沿革

豊見山和美（公益財団法人 沖縄県文化振興会公文書主任専門員）

琉球政府の行政における「日本との連続性」—公務員制度・人事行政を中心に—

川手 摂（公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所研究員）

琉球政府の対日・対米折衝—軍用地問題からみた自治の可能性—

平良好利（沖縄法政研究所特別研究員/法政大学大学院兼任講師）

琉球政府立法院による民主政治の射程—石川事件対策特別委員会を事例として—

櫻澤 誠（沖縄法政研究所特別研究員/立命館大学非常勤講師）

パネルディスカッション

コーディネーター 黒柳保則 沖縄法政研究所副所長/法学部准教授

パネリスト 比嘉幹郎、豊見山和美、川手摂、平良好利、櫻澤誠

※シンポジウムの横断幕は、本学職員で沖展会員の山城篤男氏に書いていただいた。

#### 2012年12月14日 13:30～15:30 13号館1階会議室

第41回研究会 米軍統治下における沖縄の「保守」政党とアメリカ

報告者 吉次公介 沖縄法政研究所所員/法学部教授

（コメンテーター 黒柳保則 沖縄法政研究所副所長/法学部准教授）

### 2月25日 本学創立記念日

#### 2013年2月26日 14:00～16:45 13号館1階会議室

第44回研究会 琉球政府の性格—主として財政の視点から—

報告者 来間泰男 沖縄国際大学名誉教授

（司会 黒柳保則 沖縄法政研究所副所長/法学部准教授）

#### 2013年3月9日 15:00～16:50 5号館106教室

第33回講演会 「復帰40年」 失望と挫折を乗り越えて—全軍労闘争から国政へ—

講師 上原康助 全軍労初代委員、

元国務大臣（沖縄開発庁長官、北海道開発庁長官、国土庁長官）

後援：琉球新報社 沖縄タイムス社

写真パネル展協力：沖縄市総務課市史編集担当



## 第32回講演会

## 「復帰40年」

## 屋良朝苗が遺したもの

## 戦後沖縄での再出発

屋良朝苗は、広島高等師範卒業後、沖縄県立一高女、沖縄二中、そして植民地台湾の台南二中で教壇に立った。そこでの教育実践が評価され、台北師範の教授に抜擢された。台北師範学校で、本土出身教員による台湾や沖縄の出身学生への差別的な扱いに遭遇するが、自身も沖縄出身であることを宣言し、差別を認めない人間教育を行った。敗戦後は本土出身教員に対する逆襲があったが、屋良に対してはそのようなことはなかった。

戦後、沖縄に引揚げてきた屋良は、教育の復興を願い高校の教壇に立った。1950年には沖縄群島政府文教部長に就任し、「戦災校舎復興」「研究教員派遣制度」など、を打ち出すが米側に拒まれてしまう。米軍政下における行政に見切りをつけた屋良は、1952年に沖縄教職員会専従の会長に就任し、教育と子どもたちに沖縄の未来を託すことになる。

軍事優先の米軍支配下の教育と踏みにじられる子供たちの人権をまのあたりにして、異民族支配から脱却し、人権が保障される平和憲法・教育基本法体制への復帰を求めて、活動していくことになる。

## 組織化と拠点づくり、「鈍角的」な体制

教職員は、日本本土から教科書を輸入するために株を買って、1950年に琉球文教図書(株)を設立した。翌年1951年には沖縄教職員共済会、1952年には沖縄子どもを守る会、1960年には沖縄県祖国復帰協議会、1964年に義務教育費獲得期成会などが設立された。さらに1960年に八汐荘、1954年に教育会館、1966年に沖縄少年会館が建設され、運動の組織化と拠点づくりの基盤ができ、具体的な運動が展開され、成果をあげた。

屋良の運動は、組織運動論的にいえば鈍角的体制であった。鈍角的体制とは、二等辺三角形のような、先端の指導部と底辺の一般大衆との関係は、裾野の広いもの。しかし、接近した関係。その鈍角的な体制、力で固い障壁を打ち破り、乗り越えていくというものであった。私はこれを「大衆路線」と位置づけている。一部の人がよくかえってやったことが、



いしかわ げんぺい  
石川 元平

元沖縄県教職員組合委員長  
元屋良さんを励ます会事務局長

後ろを振り向いたら誰も付いてこなかったのでは、問題解決にならない。屋良は、「志は高く俗に付け」という言葉が好きだった。

屋良は「開拓・創造・生々発展は、人生の本質である」「正しいことが普遍化し、それが組織化されたとき、問題解決の大きな力となる」「教育はモヤに包まれたわれわれの将来を照らす一条の光でなければならぬ」「将来に備えるに、人を以てする、教育に沖縄の運命を託する」というような信念をもっていた。

## 屋良が遺したもの

「復帰」は、勝ち取った復帰ではあるが、県民の求めたものにはならなかった。普天間基地の近くで学んでいる学生の皆さんが一番感じていると思う。

復帰後、屋良から「沖縄が願った復帰にはならなかった」という痛恨の言葉を、幾度となく聞かされ、1972年の復帰で獲得できなかった「復帰のなかみを勝ちとるのは、君たちの大切な責務だよ」と、励まされた。つまり「核も基地もない沖縄」を実現すること。「沖縄が国家権力の手段として利用され、犠牲を被ってはならない」と言われたことを、私は屋良さんの遺言として受け止め、現在も、現実を直視し、未来を切り拓くという信念をもって活動している。

屋良朝苗の歩んできた足跡をたどると、歴史は誰かがつくるものでも、待っているものでもない。私達が切り拓いてつくっていくものだということがわかる。平和や権利や人権は与えられるものでは決してない。いまが踏ん張り時だと、反芻しながら諸々の運動をしている。(文責:石川 朋子)

## 第10回シンポジウム 琉球政府の経験と沖縄の自治

基調講演会・パネリスト報告・パネルディスカッション概要

### 基調講演

### 琉球政府の経験と沖縄の自治

比嘉氏は、同時代に琉球列島米国土地裁判所調査官、在那覇米国総領事館顧問、そして琉球大学教授として過ごすなかで得た知見をもとに、琉球政府の経験と沖縄の自治について論じた。

#### 米国の沖縄統治

はじめに、米国の対沖縄政策の変遷や沖縄内の軍民双方の統治機構について確認したうえで、琉球列島米国民政府と琉球政府との関係について、次の2つの事例を紹介しつつ見解を示した。

1つは「猫と鼠」論である。これは、米国民政府の前身である米国海軍軍政府の政治部長であったワトキンスによって、軍政の管轄が陸軍にかわる直前の1946年4月に唱えられた。軍政府を猫、沖縄を鼠にたとえ、鼠は猫の許す範囲でしか行動できないとするものである。ワトキンスは、陸軍の軍政の厳しさを説くため、善意からこのように軍政下の力関係を端的に示した、と考えられるとの解釈が示された。そして、この関係はその後、すなわち琉球政府時代まで続くとした。

もう1つは「自治神話論」である。これは、米国民政府のトップであったキャラウェイ高等弁務官によって、1963年3月に金門クラブ例会において唱えられた。沖縄が独立した国民国家にならない限り、民政府から琉球政府への権限の委譲はあっても、自治は存在しないとするものである。この発言にはもっともな部分もあり、見直す必要があるとした。

#### 琉球政府の経験

次いで、琉球政府の経験について、米国の施政権への抵抗と迎合の相克、あるいは理想と現実の相克であるとした。米施政権者は教師、または反面教師であって、理念的には自由民主主義の価値を認めながら、現実的にはそれを実行せず、そのプロセスのなかで多くのことを学んだと指摘する。具体的には、最高権力者である米軍との政策の事前・事後調整、裁判権（移送）問題、主席公選などの過程は半独



ひが みきお  
比嘉 幹郎  
元沖縄県副知事

立国の貴重な経験であり、政策決定における駆け引きと妥協が行われたと評価した。

また、沖縄の自治について、復帰運動を自治権獲得闘争であると位置づけ、それを3つの段階に分けた。

それは、国際的地位、すなわち帰属についての確定を求めたり要望をしたりしていた段階を第1段階、それから日本国憲法下の統治に憧れた段階を第2段階、さらに、犠牲と差別の強要を撤廃すること、言い換えれば自己決定権と平等を求めた段階を第3段階とするものである。

そして、こうした経験を踏まえ、1971年12月号の『中央公論』に「沖縄自治州構想論」を発表したが、これが近年の道州制議論に伴い注目されたと指摘した。

さらに、現在はグローバル化の時代を迎え、政治の主体は国家以外にも多くあるとともに、国家主権も黄昏時代になりつつあり、地域主権が叫ばれているとの現状認識が示された。ここから、県内政策はもちろん、外交政策も地域の関係当事者の意思を尊重して決定されるべきであるとの考えが導き出されている。

#### 沖縄の自治の行方

最後に、沖縄の「政治文化」は「犠牲と差別の強要に対する反発」であるとし、それは県民の歴史認識や感情、あるいは価値観によって形成されたものであり、対沖政策決定の際には十分理解・尊重されなければならないとした。そうでなければ、沖縄の不安定な政治状況は続くだろうとしている。

## パネリスト報告

### 琉球政府立法院制度の沿革

豊見山氏は琉球政府立法院の制度と特徴について論じた。

最初に、年表をもとにして、1972年5月の日本復帰に至るまでの米軍占領下の沖縄における議会の歩みを概説した。そして、琉球政府を、立法・行政・司法の三権が完全に独立した一国並みの政府であるとした。

そのうえで、立法院の制度については、次のように説明した。

立法院は本会議中心主義の読会制度を採用した一院制の議会である。定例会は会期150日で、2月1日に招集(1968年までは4月1日)される。定例会の他には特別会と臨時会があり、臨時会は行政主席が招集する。行政主席や上訴裁判所主席判事は琉球列島米国民政府の任命だったが、立法院は住民に直接選挙された議員によって構成される。

また、立法院の権能の特徴については、「強い立法院」と「弱い立法院」の両面があるとした。「強い立法院」とは、次のようなことを指す。

布令・布告や大統領行政命令に基づき、対内的に適用される全ての立法事項について立法権を行使することができた。議員に立法案の提出権と予算案の提出権(予算編成権)が専属し、行政主席や上訴裁判所主席判事は立法院議長に対して立法勧告を行うにとどまる。事務局に法制室・立法考査課・調査室・図書館が置かれたり各議員に一人の専属秘書がついたりするなど、議員の立法活動に対する支援体制が充実していた。議員には不逮捕特権と発言・表決の無答責が認められた。

「弱い立法院」とは、次のようなことを指す。

琉球政府による政治の全権自体が米国民政府の布令・布告に従うものとされていた。米国民政府は民立法に対する拒否権を持っており、それが発動された事例として税法関係・労働三法・教育四法がある。



とみやま かずみ  
豊見山 和美  
公益社団法人  
沖縄県文化振興会  
公文書主任専門員

### 琉球政府の行政における「日本の連続性」

川手氏はまず最初に結論を示した。それは、戦後琉球の公務員制度は、米軍統治下に置かれていながら、はじめは通時的な「戦前(の日本)との連続性」を、その後は共時的な「(同時代の)日本との連続性」をその主要な特質としており、「米国との連続性」は限られた局面にしか現れなかった、というものである。

そのうえで、琉球政府発足前の米軍政下奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政府には機構・職員・制度における「戦前との連続性」が見られるとした。しかし、給与制度においては「米国との連続性」が見られ、この点に「統治者の論理」が発現しているとする。

そして、琉球政府における公務員制度について取り上げた。1953年1月に施行された琉球政府公務員法は立法院で初めて制定された公務員法であり、こうした日本的な公務員法の制定により、琉球政府の公務員制度は「日本化」を決定付けられた、とする。また、琉球政府においては、日本では実施されなかった日本式の職階制を20年弱「生真面目に」運用していたと指摘した。これを「連続的な制度の実施という断絶」であると捉えている。さらに、琉球政府職員の4分の1が戦前に沖縄県庁に勤務しており、その他の官公庁勤務経験者を加えれば4割にものぼるという事実を提示した。1960年代に入るまで、琉球政府の人材面では「戦前との連続性」がかなり強かったとしている。

一方、市町村については、ついに実現しなかった「市町村公務員法」の言わば「不成立過程」を取り上げた。財政的な懸念や反対勢力の隆盛が不成立の要因であるとしている。公社については琉球水道公社を分析して、軍職員との制度的連続や琉球政府職員との実態的疎絶を指摘している。

それから、日本との連続性が何をもたらしたかについて、琉球と日本の非対称性、端的に言って日本が琉球に優越する力関係だとした。例として、1960年代には既に、日本政府は琉球政府のことを「格下」視や「指導対象」視していたと指摘する。

最後に、琉球政府の「日本との連続性」は公務員制度や人事行政のみなのか、国政事務を手広く所掌するということは即ち自治なのか、と問いかけた。



かわてしょう  
川手 撰  
公益財団法人  
後藤・安田記念東京都市研究所  
研究員

## パネリスト報告

## 琉球政府の対日・対米折衝

平良氏はまず、1956年の島ぐるみ闘争について分析している。

この闘争は、大衆運動に還元できない一つの巨大な政治過程であり、その主線は外交権を持たない沖縄側の対日・対米折衝であるとする。そのうえで、島ぐるみ闘争の契機となった1956年のアメリカ議会下院軍事委員会によるプライス勧告について取り上げた。

この勧告を受けて、琉球政府の行政府や立法院は、指導者全員の「総辞職」や住民大会の開催によって軍用地問題について沖縄全体の意思を示し、それを背景として現地米軍当局へ訴えたが埒が明かない。一方、そもそもアメリカ議会はプライス勧告を出した側なので期待できない。そこで、日本政府へ訴えてアメリカ政府と交渉をさせようとした。

この過程で出てきたのが、与儀立敏立法院議長らによる「日米国際交渉案」である。これは比嘉秀平行政主席を退任させ、沖縄側がしていた交渉を一切シャットダウンして後は全て日本政府に委ねる、というものだ。その後、比嘉秀平行政主席が「緩衝地帯論」という現地米軍寄りの姿勢を取ったとともに、当間重剛那覇市長が一括払い容認発言を行った。結局、先の案は実らず比嘉主席は続投となり、プライス勧告はアメリカ政府の政策となってしまふ。

次に、1958年のプライス勧告の修正、要するに一括払い政策の廃止について取り上げている。

なぜ一括払いが廃止となったのかということについては、1958年1月の兼次佐一的那覇市長当選が大きいとする。兼次は沖縄人民党の瀬長亀次郎前市長の後継者であって、アメリカ政府はこれを沖縄の反米化の証左であると捉え危機感を抱いた。兼次の登場に加え、沖縄の政治指導者が当間重剛行政主席を説得して一括払い反対の立場を取らせたことも大きいという。このように体制を整え、琉球政府の行政府や立法院は直接的に対日・対米折衝をする一方で日本政府のサポートも受け、一括払いは廃止されたとする。

最後に、島ぐるみにまとまることや沖縄よりも対日・対米折衝をしたところはないことの意義を強調し、歴史研究のさらなる深化を訴えた。



たいら よしとし  
平良 好利

沖縄法政研究所特別研究員  
法政大学・大学院兼任講師

## 琉球政府立法院による民主政治の射程

櫻澤氏は、1959年6月30日の石川事件についての琉球政府立法院の対応を中心に論じた。まずは、墜落直後についてである。立法院は事件の起こった当日に抗議決議を採択するとともに会期を延長し、7月6日には「石川事件対策特別委員会」を設置した。特別委員会設置の際、革新系議員は、基地に関わる人権侵害について根本的・徹底的に検討して恒久的な対策を米国に求めて行くことを設置理由として挙げている。

次に、補償問題についてである。7月1日には嘉手納航空隊の主催で合同慰霊祭が行われた。その際スミス空軍司令官は「空軍では全ての可能な補償措置を講ずる」と発言している。これは、沖縄の反米感情悪化と「本土」への波及を懸念したものであった。同月15日には米軍が外国人損害請求法に基づく外国人賠償処理委員会設置を通知したが、高額な請求はさせまいとする態度があらわれ始めていたという。こうした動きに対して、立法院の特別委員会は9月11日に「石川事件の賠償に関する要請」を採択し、被災者は9月22日に「石川ジェット機事件被災者連盟」を結成している。

さらに、11月18日には被災者連盟が行った賠償促進申し入れに対して、嘉手納航空隊賠償委員会はこれまでの査定は正当であり支払いの準備もしているので会合の要はないとした。こうした米軍の高压的かつ消極的な姿勢は続き行政府の動きも鈍いなか、立法院は被災者の主張の実現に向けてサポート体制を取って行く。12月5日には住民大会が開催され、1960年1月には「石川ジェット機事件賠償促進協議会」が結成されている。

そして、膠着状態を転換する契機となったのはアイゼンハワー大統領の東アジア歴訪であった。アイク請願デモが行われようとするなか、6月13日に死亡者について各補償額に2000ドルの「贈り物」を追加することで妥結した。

最後に、任命された行政主席の率いる行政府の消極姿勢と、民意を受けた立法院の積極的な取り組みについて指摘するとともに、立法院にもやはり限界があったことを指摘した。また、米軍側が譲歩をする際は日本への波及を懸念していたことにも注意を喚起した。



さくらざわ まこと  
櫻澤 誠

沖縄法政研究所特別研究員  
立命館大学非常勤講師

## パネルディスカッション



パネルディスカッションにおいては、コーディネーターの黒柳から、これまでのお話に横串を刺すものとして、「琉球政府の組織や機能の特徴をどう捉えるか」「琉球政府にアメリカ(軍)や日本が与えた影響をどう見るか」「琉球政府の経験は今後の沖縄にどのように生かすことができるか、あるいは生かすべきか」との問いを發した。

これに対して、比嘉氏は、まず、米国民政府は琉球政府に対してオールマイティな存在であった指摘した。そして、アメリカは自国で行われていることを沖縄でもするという方針で統治しており、沖縄にとっては教師あるいは反面教師であったとの見解を示した。また、アメリカはブライズ勧告をはじめ沖縄で政策決定をしており、このような現場で意見を聞くという形は自治にかなっているのではないかとした。さらに、アメリカの反面教師としての側面が復帰運動につながったが、沖縄は真の意味で復帰しておらず差別と強要は続いていると指摘した。

豊見山氏は、まず、琉球政府の経験をどうやって記録として伝えていくか、関係資料をどうやって守るのかということを考えて続けたいと表明した。そして、米国民政府との折衝を含めた、琉球政府の根拠となる「琉球政府章典」や「琉球政府の設立」の成立過程を示す文書を未だ見付けていないので、なぜこのような琉球政府を作り上げたか、あるいはアメリカの属州の規定とはどこが違うのかということこれから解明したいとした。さらに、琉球政府の時代と現在とで、立法ということに関しては、議場の景色がずいぶん変わってしまっているとした。そのうえで、行政権の肥大化ということが言われて久しいが、これから議員の政策立案についてますます高度なものが求められるのではないかと指摘した。

川手氏は、まず、一般的な語りができるほど私たちは琉球政府を知らないのではないかと指摘した。そのうえで、琉球政府の特質は、公務員制度や人事行政だけをみれば、日本との連続性ではないかとした。また、琉球政府と米国民政府との関係について、米国民政府の拒否権というのは基本的に基地・共産主義・戦力権威にかかわるもの以外では発動されないという大城立裕氏の見解を紹介した。そこから、米国民政府、あるいは高等弁務官は全ての拒否権を握ると言われるが、琉球政府と米国民政府との日々のやりとりを通して両者の関係の実相を解明する必要があるとした。そして、琉球政府と日本政府との制度における連続

性が運用における連続性につながり、指導・被指導の関係、すなわち非対称性に飲み込まれていることについて注意を喚起した。

平良氏は、まず、琉球政府と現在の沖縄県とを比較した場合、政治的な実態について、米軍によって任命された行政主席と選挙によって選ばれた県知事ということは大きな違いがあると指摘した。1950年代の沖縄を見ても、行政主席は米軍と住民の要望が一致している時はスムーズに動けるが、そうでない時はジレンマに立たされた。ジレンマに立たされた主席が米軍側に寄って行った際にこれを抑えたのが立法院議員で、琉球政府時代には立法院議員に主導権があり大活躍したとの見解を示した。また、1950年代の軍用地問題をめぐる政治過程を経ることによって、日本政府が沖縄に関心を持ち始め、沖縄住民も日本政府を頼りにする関係が生まれたとした。それが1960年代に入ると、沖縄には日本政治の影響、保守と革新という枠組みが入ってくるようになり、社会が分断されて行くと解釈した。そのうえで、今後の沖縄の政治に1950年代の島ぐるみという経験が生かせるのではないかと問題提起した。

櫻澤氏は、まず、琉球政府について、三権分立の徹底と主席の任命制が特徴であると指摘した。そして、1950年代の軍用地問題で見られたように、行政府と立法院が必ずしも同一の動きを取っておらず、1960年代半ばまでくらいまでの立法院の独自性をきちんと見ておく必要があるとした。また、1950年代後半から1960年代初頭にかけての軍用地問題やジェット機問題について沖縄が日本に対して如何に働きかけたかということが非常に重要で、それが復帰することによって米軍の統治が外れて直接、日本との関係になるとの見解を示した。さらに、琉球政府の経験を踏まえるならば、今後の沖縄をめぐる道州制議論のなかで、国連や国際NGOといった外部の力を巻き込んでいくことが必要になるだろうと問題提起した。

最後に、フロアから質問が出された。それは、琉球政府の立法院事務局の人事はどのようなものか、行政府の特別職である局長の仕事ぶりの印象を教えて欲しい、あるいは島ぐるみ闘争における日本による沖縄に対する支援は構造的差別論に修正を迫るものか、といったものである。それぞれに対して回答がなされてから、パネルディスカッションは閉じられた。

(文責:黒柳保則・シンポジウムコーディネーター)

## 第41回研究会

### 米軍統治下における 沖縄の「保守」政党とアメリカ

吉次氏は、米軍統治下の沖縄において反米軍基地感情が住民の中に蟠踞するなか、「親米・保守」政党はいかに生まれ、発展してきたのかについて論じた。

まずは、分析視角を明らかにした。それは、(1)沖縄の「保守」政党は、アメリカにどう向き合ったか、即ち沖縄の「保守」勢力は、アメリカとの関係をどう認識し、構築していったのか、(2)アメリカ当局は沖縄の「保守」勢力にどう接したのか、というものである。

その上で、「親米的『保守』政党の誕生」、「復帰への胎動と沖縄民主党」、そして「親米路線の限界」の順に、沖縄の1940年代後半から1970年代前半にかけての政治過程における「保守」政党の動向が実証的に考察された。

最後に、まとめとして、(1)アメリカは、沖縄の「保守」勢力の合同促進や「保守」政党への資金提供などによって、沖縄の「親米・保守」勢力を支えた、(2)沖縄の「保守」の対米姿



よしつぐ こうすけ  
吉次 公介  
沖縄法政研究所所員  
法学部教授

勢は、反共イデオロギーはもちろんのこと、アメリカからの支援を期待して「現実的」な立場から親米姿勢を貫くものであった、(3)アメリカの「コラボレーター」になるという沖縄の「保守」の選択は、沖縄住民の意識と必ずしも乖離したものではなく、権力の掌握という点では誤りはなかった、とした。(文責:黒柳保則)

## 第44回研究会

### 琉球政府の性格 —主として財政の視点から—

来間教授は、琉球政府の実態を、担っていた責務の大きさと、財政的基盤の小ささを比較した観点から、他県であれば国の事務、あるいは国の機関委任事務として、国の財源措置により県が行うべき事業を、琉球政府は、日本政府からの財政支援無しに行わざるをえなかった条件を示し、それが、米国施政下の民政部門社会資本整備の極端な遅れや、福祉・教育分野の弱さの根本的な原因であったことを検証した。

また、町村の行政組織の小ささ(米国型自治体のあり方に起因するものと考えられる)を統計資料を以て示されたが、これは、今に続く沖縄県の市町村自治の「弱さ」の原因の大きな部分であろう。

財政力から見た琉球政府は、住民の生活を守ることは到底出来ない「政府」であり、それが、日本復帰を促すこととなった。

質疑応答では、来間教授が、沖縄県の経済的「自立」の可能性が低いと指摘された点に対して、会場からの意見、質問が集中した。来間教授の論旨は、沖縄経済の客観的な困難な条件を、「政治」が解決することは無理であり、沖縄経済が、何か一つの鍵により、飛躍的に発展するという期待



くりま やすお  
来間 泰男  
沖縄国際大学名誉教授

は持つべきでない、地道な、目の前の課題を解決していく努力こそが重要であるとの、現実根ざした展望である。「夢」を語ることは重要であるが、その「夢」は、明日から食べていくことに直接かかわる以上、現実の条件を踏まえたものであるべき、ということが、来間教授の伝えられた教訓であった。

また、来間教授が長年主張されてきた、「普天間基地は、返還されれば経済効果が大きいから返還させるのではない。普天間基地の存在が、人権と平和の障害であるから、返還させるのである。復帰後の経済効果にあまりに重きを置く議論は、儲からねば返還して欲しくない、という論理になってしまう」との論点を、今、改めて確認出来た意義は大きい。(文責:佐藤学)

## 第33回講演会

## 「復帰40年」

失望と挫折を乗り越えて  
—全軍労闘争から国政へ—

## 「復帰40年」を顧みて

私自身の経験を語ってほしいとの依頼であったが、先人たちの幾多の苦労や気持ちを真似てほしいということではなく、参考にしながら今後の沖縄をよい方向へもって行ってほしい。

私は、日本復帰そのものを否定しない。しかし、なぜ沖縄を「差別・区別」扱いをいまなお続けるのか。沖縄の日本復帰は復帰時点から県民の熱い思いとは、大きくかけ離れたものでしかなく、復帰40年経っても米軍基地は居座り続け、米軍基地の過重負担は一向に軽減されず、むしろ嘉手納空軍基地などは強化されてきている。沖縄が復帰前から背負い続けてきた苦難の歴史の根源はいま続いている。このことに県民総体で立ち向かっていかねばならない。

## 労組結成、全軍労闘争から学んだこと

高校卒業後、軍雇用員として勤めていくなかで、沖縄人軽視、人種差別に対し義憤を感じ、アメリカの民主主義に疑問を持ち始めた。その頃の沖縄は、プライス勧告が出され、大先輩たちが社会に対して意見するという時代だった。そのような社会に刺激され、私達軍雇用員も労働条件の改善と民主化を模索し、労働問題研究会を極秘裡に組織して労組結成にこぎつけた。国際自由労連の助言、指導は役立った。布令116号、布令145号の下での、労組結成は相当苦労した。その過程で、民主主義のアメリカは権力でつぶすこともするが、筋を通せば認めるという側面もあるということ、そして権利は自ら獲得するということ、を学んだ。全軍労闘争時は、米軍からは銃剣で脅迫され、Aサイン業者からは恨まれ、コザの街には半年以上も立ち入ることができなかった。身の危険を感じながらの闘争だった。筋を通しながら信念をつらぬき、社会を見極め理論構築していく。そうすれば結果は自ずとついてくる。どうぞ若いみなさん、くじけたらだめ、だからといって野蛮になつてはいけない。

## 国政へ挑む

1971年11月17日の国会は、屈辱的で絶対に忘れられない。審議半ばの沖縄返還協定を自民党が抜き打ち的に強行採決した日、しかも、屋良主席が復帰に関わる重要事項をまとめた「建議書」を政府と国会に提示するため上京した日であった。泣くにも泣けない、



うえはら こうすけ  
上原 康助

全軍労初代委員長  
元国務大臣  
(沖縄開発庁長官、北海道開発庁長官、国土庁長官)

悔しい思いをした。

1993年には細川内閣発足し政権が変わり、国務大臣を任命された。大臣就任時には、沖縄の厚生年金の格差是正、八重山マラリア戦争犠牲者への見舞金慰籍事業の実現、原爆被害者援護法等、戦後処理問題に取り組んだ。政治は妥協の産物であることを実感した。批判だけでなく、実現するための政策や妥協、接点を求める、これが政治のポイントである。

## 今後の沖縄への展望

辺野古に基地を造らせると、沖縄は永久的に大変なことになる。普天間飛行場の県内移設反対とオスプレイ反対を最大公約数にして、沖縄側が大同団結し、力を合わせていけば、沖縄の未来は大きく開けていくと思う。この二つについては、県民の80%以上が意思統一されつつあるのが、昨今の実情といえる。そのうねりはできつつあるように思える。

沖国大も創立40周年を迎え、よい知恵を提供し、沖縄の明るい展望を切り開いて行ってほしい。特にこれから沖縄を背負っていく若い皆さんに期待したい。マキテーナランドー(負けてはいけないよ)。ネバーギブアップ。

講演後、沖縄の帰属・独立、オール沖縄と県民意識、外国人に対する差別・差別、軍雇用員の解雇、復帰時の全軍労の役割、日米安保条約、沖縄の文化力等、活発な質疑応答が行われた。そのなかで「日本を沖縄から変えるという気概を沖縄県民が持つ。それぐらいの意欲・気概が必要」と強調した。(文責:石川朋子)

## 研究会

産業財産権と著作権制度について、第40回と第42回の研究会で、大久保秀人特別研究員が報告した。第43回研究会では、小林武特別研究員が憲法学の視点で地方自治をめぐる問題について報告した。

### 第40回研究会「産業財産権の役割とその活用方法－沖縄県内の事例を中心に－」

7月30日、第40回研究会で、大久保氏は、産業財産権制度の概要と役割、活用方法を説明し、その後沖縄県内の産業財産権別の出願状況、活用事例について報告した。

沖縄県の産業財産権別出願状況は、全国と比較し、件数は多くなく、特許、実用新案では、都道府県中40位以下に留まっている。しかし、そのような状況においても、宮古島市の武蔵野免疫研究所が、宮古島に自生する植物「ビデンス・ピローザ」から抽出される成分を利用した健康食品・化粧品原料の製品開発、およびその栽培による農業振興を、特許数15件、登録商標数34件という、産業財産権の活用によりなされている事例を紹介した。

また、ココスアイランドオキナワ社が、主力商品の装飾品「ちゅら玉」について、産業財産権を活用し、模倣品に対する適正な対処を可能となし、自社商品の保護が進められている事やぬちまーす、石垣の塩、海人工房のTシャツ等、産業財産権を積極的に活用して成功している県内企業の実例を紹介し、これらの企業から学ぶべきことは多いと指摘した。

### 第42回研究会「利用者の立場から見た著作権制度

#### －コンピュータ社会における個人的利用と学校教育における利用－

1月28日、第42回研究会で大久保氏は、「利用者の立場」というのは、第三者が創作した著作物を利用する立場とし、著作制度について、コンピュータ社会における個人的な利用と学校教育における利用、の二つの利用行為を取り上げて、著作権行為の原則と例外について概説し、「複製行為」を中心に報告した。

著作権法の第30条から第47条8で定められている「権利制限規定」についても触れ、逐条解説した。また、裁判例として「行政の目的のために内部資料として必要と認められる複製」(著作権法第42条)の該当性が争われた判例(東京地裁平成20年2月26日判決)、映画館において映画を盗撮した行為が著作権法違反に問われ福島県警によって書類送検された事例、そして本や漫画をスキャンして私的に電子書籍化する「自炊」の代行について作家・漫画家7人が差し止めと損害賠償を求めて東京地裁に提訴した事例を報告した。



おおくぼ ひでと  
大久保 秀人  
沖縄法政研究所特別研究員  
弁理士

### 第43回研究会「沖縄・自治・憲法」

2月8日開催の第43回研究会で、小林氏は、沖縄における地方自治をめぐる問題を、憲法学の観点から論じた。

まずは日本国憲法第8章「地方自治」と沖縄とのかかわりについてである。

第8章は、明治憲法にはなかったものであることを確認したうえで、これが設けられたことは原理の転換であって、住民自治の重要性を示すものとした。このような規定を持つ日本国憲法が沖縄に適用されたのは、1972年の日本復帰を契機とするものであり、それまで「憲法の空白」が27年に及んだ。

沖縄は「憲法の空白」期間を乗り切って日本に復帰し、琉球政府・立法院・裁判所が廃止ないし衣替えされたものの、県が強く市町村が弱いという実態的な特殊性が見られるとの指摘もなされた。

次に、米軍基地を沖縄における地方自治実現の決定的障害物として捉え、次の3つのトピックについて触れた。

1点目は2012年11月の九州市長会におけるオスプレイの配備に反対する意思表示をめぐる議論でも登場した、外交・防衛は国の専管事項であるという論理である。これについては、日本国憲法にそうした趣旨の条文がないことから、成り立たないとした。

2点目は日本国憲法第95条の空白文化についてである。例として米軍基地土地提供法制としての公用地法(1972)、地籍明確化法(1977)、そして駐留軍用地特措法(1982)を挙げた。これらの法はその対象が事実上、沖縄に限定されているが、立法にあたって第95条の定める住民投票がなされていないことを指摘した。

3点目は条例による米軍基地公害規制の可能性である。これについては日本国憲法の地方自治の原理による規制について検討を加えた。



こばやし たけし  
小林 武  
沖縄法政研究所特別研究員  
沖縄大学客員教授

3月12日開催の第45回研究会は、稲福日出夫所員と芝田秀幹所員が共同研究を行っている「沖縄の思想史の足跡」について、所員対象に芝田所員が復帰前夜を中心に戦後沖縄思想史の一断面について中間報告を行った。共同研究者で、当日、コメンテータもつとめた稲福所員に報告概要を寄せてもらった。

今回の芝田所員の研究報告は、前半で復帰前夜の思想状況を概観した。後半では、それを踏まえた上で、地元沖縄における新左翼の、さらには本土に渡った沖縄出身学生を中心とした新左翼運動の生成と展開が報告された。

これまで、日米安保、沖縄の「復帰」をめぐる問題等にかんし、新左翼運動の視点からの考察がなかったわけではない。が、「従来のその種の研究では本土の新左翼運動の検証が中心となっているため、沖縄現地での独自の新左翼運動の詳細や、それと本土新左翼との関係などについての検討がほとんど為されていない。しかし、こうした面を等閑視して“あの時代”の全貌や、当時の『日本』と『沖縄』の運動的・思想的交流を把握することは難しく、また沖縄戦後史研究という観点からもそうした視点では、従来の『復帰闘争史観』下での研究で看過されてきた“エアポケット”としての、『復帰』から漏れ出た戦後沖縄の運動・思想の流れをすくい取ることはできない」(報告者レジュメ)という問題意識から、芝田所員は、このテーマに取り組んでいる。

当日の研究会では、第一次・第二次琉大事件を経て、琉大学生新聞会や琉大マルクス主義研究会(琉大マル研)が誕生した経緯、人民党との関係、さらには、琉大反戦会議や沖縄マルクス主義者同盟(沖縄マル同)、本土の新左翼との連携などが、詳細な資料の裏付けのもとに報告された。そして、教公二法阻止闘争によって、沖縄と本土の新左翼運動が「本格的な共闘態勢に入った」と指摘する。さらに、1960年4月28日に結成された沖縄県祖国復帰協議会の当初の目的、つまり「われわれは、祖国の同胞が、本来日本の一県であり、同一民族である沖縄県民を一日も早

く暖かい手で取り戻すように、国民的運動を展開することを希望する」といった復帰協路線が、ベトナム戦争を契機に変化していった、という。とりわけ、68年11月に起きたB52爆発事故の発生が、従来の民族主義的な「母なる祖国」観に転換を迫った。ベトナム戦争への出撃基地となった沖縄の現実が、ア



しばた ひでき 沖縄法政研究所所員  
芝田 秀幹 法学部教授

メリカのベトナム政策を容認し、それに追従する日本政府の姿勢に対し、復帰協も路線を転換せざるをえなかった、と分析し、その頃から「反戦復帰」「沖縄闘争」といった用語が頻繁に用いられるようになった、という。政治日程としての「復帰」が近づくにつれ、復帰運動と沖縄新左翼の思想が、どう重なり、どうズレていったのか、ということを考えさせられた。

沖縄現地での新左翼の誕生、分化、既成政党との関係を整理したあと、就職のため本土の渡った沖縄出身者や学生たちの動きについても、丁寧に追跡された。まず、1967年の第一次羽田闘争で沖縄出身の九州大学学生が逮捕された。彼の「国費身分剥奪」という処分に対する処分撤回運動をひとつの契機にして沖縄闘争委員会(沖縄闘委)が生まれた流れが辿られる。沖縄闘委とベ平連との繋がり、東京の晴海埠頭で展開された渡航制限撤廃闘争が紹介されたあと、さらに海邦研究会が誕生した背景にも言及する。彼らは、いわば「在日沖縄人」として、沖縄での復帰運動に対する違和感と、本土での日本および日本人への違和感＝「沖縄人」という意識、この二つを契機として闘争を展開した、という。その思想は、沖縄青年委員会(沖青委)へと受け継がれていくが、結局、分派していく。

沖縄出身者が、当時、本土の既成政党とどう関わり、また本土で発生した新左翼運動の影響を受け、さらには「クレール ウフィグワール チガイン」と感じ、「マーカラ ワジーガ、ターンカイ ワジーガ」と思索していった戦後沖縄思想史の一断面を、それぞれの機関誌や会報等も読み込んだうえで紹介した研究会であった。但し、今回は、研究の途上ということもあって、参加者を所員に限った研究会であった。さらなる資料探索を経て、あらためて研究会が開かれることを希望する。



いなふく ひでお  
稲福 日出夫  
沖縄法政研究所所員  
法学部教授

# 2012(平成24)年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

## 所 員

|    | 氏 名         | 所属等            | 専攻・研究テーマ等                              |
|----|-------------|----------------|----------------------------------------|
| 1  | 所長 小 西 由 浩  | 法学部地域行政学科      | 教 授 犯罪予防論                              |
| 2  | 副所長 黒 柳 保 則 | 法学部地域行政学科      | 准教授 米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史           |
| 3  | 稲 福 日出夫     | 法学部法律学科        | 教 授 郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観           |
| 4  | 脇 阪 明 紀     | 法学部法律学科        | 教 授 株式、とくに株券について                       |
| 5  | 井 端 正 幸     | 法学部法律学科        | 教 授 近代フランスにおける議会制の展開                   |
| 6  | 中 野 正 剛     | 法学部法律学科        | 教 授 犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究     |
| 7  | 井 村 真 己     | 法学部法律学科        | 教 授 アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究             |
| 8  | 芝 田 秀 幹     | 法学部法律学科        | 教 授 西欧政治思想史                            |
| 9  | 末 崎 衛       | 法学部法律学科        | 教 授 税法と民法などの私法との関係                     |
| 10 | 徳 永 賢 治     | 法学部地域行政学科      | 教 授 多元的法体制論                            |
| 11 | 前 津 榮 健     | 法学部地域行政学科      | 教 授 情報公開及び個人情報保護制度の諸問題                 |
| 12 | 照 屋 寛 之     | 法学部地域行政学科      | 教 授 市町村合併、オンブズマン制度、行政改革                |
| 13 | 佐 藤 学       | 法学部地域行政学科      | 教 授 地方自治、アメリカ政治                        |
| 14 | 武 田 一 博     | 法学部地域行政学科      | 教 授 ニュー・メディアとロー・メディア                   |
| 15 | 熊 谷 久 世     | 法学部地域行政学科      | 教 授 生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について             |
| 16 | 吉 次 公 介     | 法学部地域行政学科      | 教 授 1960～70年代の日本外交史                    |
| 17 | 比屋定 泰 治     | 法学部法律学科        | 准教授 国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究            |
| 18 | 山 川 満 夫     | 法学部法律学科        | 准教授 リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動          |
| 19 | 平 剛         | 法学部地域行政学科      | 准教授 公的支出に関する実証分析                       |
| 20 | 上江洲 純 子     | 法学部地域行政学科      | 准教授 倒産手続間格差は正問題について                    |
| 21 | 野 見 収       | 法学部地域行政学科      | 准教授 イデオロギーと無意識の関係についての教育的考察            |
| 22 | 金 城 和 三     | 法学部法律学科        | 講 師 動物生態学                              |
| 23 | 山 下 良       | 法学部法律学科        | 講 師 民法学、担保物権法、消費者保護法                   |
| 24 | 伊 達 竜太郎     | 法学部法律学科        | 講 師 会社法、手形・小切手法                        |
| 25 | 大 城 明 子     | 法学部地域行政学科      | 講 師 CALL 教育、英語学習者の英語学習、ストラテジーとビリーフについて |
| 26 | 砂 川 かおり     | 経済学部地域環境政策学科   | 講 師 米軍活動に係る環境政策・法研究                    |
| 27 | 原 田 優 也     | 産業情報学部企業システム学科 | 教 授 商学概論、マーケティング情報処理                   |
| 28 | カレン・ルパース    | 産業情報学部産業情報学科   | 教 授 親族関係と慣習法・法律上の女性・法律用語               |
| 29 | 漆 谷 克 秀     | 総合文化学部英米言語文化学科 | 教 授 ドイツ現代叙情詩、パウル・ツェラーン研究               |

## 特別研究員

|    | 氏 名       | 所属等               | 専攻・研究テーマ等                   |
|----|-----------|-------------------|-----------------------------|
| 1  | ○ 友 利 博 明 | 友利博明税理士事務所代表      | 税務相談、税務代理                   |
| 2  | 三 木 健     | 前琉球新報社副社長         | 沖縄文化                        |
| 3  | 森 尾 忠 憲   | 流通経済大学名誉教授(政治学博士) | 政治思想史                       |
| 4  | ○ 福 里 芝 人 | 沖縄女子短期大学准教授       | 民法                          |
| 5  | ○ 仲 地 博   | 沖縄大学副学長           | 行政法・憲法                      |
| 6  | ○ 前 田 成 東 | 東海大学教授            | 行政学                         |
| 7  | 福 里 盛 雄   | 沖縄国際大学名誉教授        | 身分法                         |
| 8  | ○ 宮 平 魏 秀 | 沖縄国際大学名誉教授        | 民法                          |
| 9  | ○ 松 田 朝 徳 | 松田朝徳法律事務所代表・弁護士   | 民事・家事事件その他                  |
| 10 | ○ 朝 崎 呷   | 沖縄大学准教授           | 行政法                         |
| 11 | ○ 比屋根 照 夫 | 琉球大学名誉教授          | 日本及び沖縄思想史                   |
| 12 | 田 澤 元 章   | 明治学院大学教授          | 商法・金融法                      |
| 13 | 新屋敷 文 春   | 沖縄国際大学名誉教授        | DNA鑑定方法論                    |
| 14 | ○ 上 地 一 郎 | 高岡法科大学法学部准教授      | 法社会学・民法                     |
| 15 | ○ 豊 田 雅 幸 | 立教大学助教            | 日本近現代史                      |
| 16 | 羽 月 章     | 愛媛大学法学部准教授        | 民法学(子どもの権利の保護)              |
| 17 | ○ 我 部 政 男 | 山梨学院大学名誉教授        | 日本近現代史                      |
| 18 | ○ 土 江 真樹子 | 元滋賀大学特任准教授        | 沖縄戦後美術、ジャーナリズム、メディアリテラシー、映像 |
| 19 | ○ 安次富 哲 雄 | 琉球大学名誉教授          | 民法(財産法)                     |
| 20 | ○ 仲宗根 忠 真 | 弁護士(うるま法律事務所)     | 民事法、刑事責任能力に関する分野            |

|    | 氏 名               | 所属等                         | 専攻・研究テーマ等                     |
|----|-------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 21 | ○ 仲宗根 京 子         | うるま法律事務所                    | 商法                            |
| 22 | ○ 山 岸 健太郎         | 中京大学国際教養学部非常勤講師             | 中国の外交政策、中国・日本・米国の国連政策         |
| 23 | 成 田 善 一           | 株式会社琉葉相談役                   | 商法（会社法）                       |
| 24 | 知 念 賢 諭           | 那覇港管理組合                     | 政治学、行政学                       |
| 25 | 山 本 研             | 早稲田大学法学部教授                  | 民事手続法                         |
| 26 | 緑 間 榮             | 沖縄国際大学名誉教授                  | 国際法                           |
| 27 | 緑 間 英 士           | 学校法人興南学園                    | 国際法、政治学                       |
| 28 | 篠 田 四 郎           | 名城大学大学院法務研究科教授              | 企業法、知的所有権法                    |
| 29 | 木 村 裕 三           | 名城大学法学部教授                   | 刑事法学（刑事政策）、少年法制               |
| 30 | 増 田 雅 暢           | 岡山県立大学保健福祉学部教授              | 社会保障論、介護保険                    |
| 31 | 金 城 和 昌           | 社会福祉法人緑樹会理事長                | 老人福祉施設経営                      |
| 32 | 山 田 恵 子           | 元沖縄大学講師                     | 高齢者福祉                         |
| 33 | 黒 島 健             | 前石垣市副市長                     | 行政学                           |
| 34 | 中 原 俊 明           | 琉球大学名誉教授                    | 商法                            |
| 35 | 大 内 義 三           | 亜細亜大学法学部教授                  | 民事訴訟法                         |
| 36 | 垣 花 豊 順           | あけぼの法律事務所所長                 | 刑事法                           |
| 37 | 阿波連 正 一           | 静岡大学法科大学院教授                 | 民法、環境法                        |
| 38 | 下 地 勝             | サポート・オフィスみらい（社労士・行政書士事務所）所長 | 労働法・社会保障法                     |
| 39 | 奥 田 敦             | 慶應義塾大学総合政策学部教授              | イスラーム法および関連諸領域、アラビア語教育、ガバナンス学 |
| 40 | 伊志嶺 恵 徹           | 元沖縄国際大学法学部教授 琉球大学名誉教授       | 胎児の人権について                     |
| 41 | 伊 波 和 正           | 沖縄国際大学名誉教授                  | 少年法（イギリス vs 日本）               |
| 42 | 儀 部 和歌子           | 弁護士（儀部和歌子法律事務所）             | 憲法                            |
| 43 | 石 川 朋 子           | 沖縄法政研究所研究支援助手・沖縄国際大学非常勤講師   | 社会学、地域研究                      |
| 44 | 屋 良 栄 作           | 那覇市議会議員                     | 政治学                           |
| 45 | 向 井 洋 子           | 琉球大学非常勤講師                   | アメリカ研究、社会保障論                  |
| 46 | Robert D.Eldridge | 在沖海兵隊基地・政務外交部次長             | 戦後日米関係と沖縄                     |
| 47 | 崔 鐘 植             | 大阪商業大学公共経営学科准教授             | 刑事法、刑事政策・少年法、韓国法              |
| 48 | 鎌 田 晋             | 弁護士法人ていだ法律事務所・弁護士           | 国際民事訴訟法                       |
| 49 | 田 中 利 昌           | 名古屋市市民活動推進センター              | ボランティアコーディネート論、NPO 論          |
| 50 | 高 橋 一 行           | 明治大学政治経済学部専任教授              | 政治学、政治理論                      |
| 51 | 小 林 武             | 沖縄大学客員教授                    | 憲法、地方自治法、教育法                  |
| 52 | 櫻 澤 誠             | 立命館大学非常勤講師                  | 沖縄戦後史                         |
| 53 | 中 島 弘 雅           | 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授     | 民事手続法                         |
| 54 | ◎ ガザニア・カトリック      | 米国メイン州弁護士会会員                | 環境法、安全保障法、国際比較法               |
| 55 | ◎ 平 良 好 利         | 法政大学・大学院兼任講師                | 沖縄戦後史、日本政治外交史、日米関係史           |
| 56 | ◎ 大久保 秀 人         | えるだ法律特許事務所・弁理士              | 知的財産法                         |
| 57 | ◎ 武 田 昌 則         | 琉球大学大学院法務研究科教授              | 涉外家族法、涉外ビジネス法                 |
| 58 | ◎ 平 田 正 代         | 女性フォーラム沖縄代表                 | 国際結婚から派生する諸問題・法的身分の問題         |

◎印は 2012 年度新規特別研究員 ○印は 2012 年度更新特別研究員（二年任期）

※所属・肩書き、専攻・研究テーマ等に変更がある場合は、沖縄法政研究所までご連絡ください。

連絡先 電話：098-892-1111（内線 6119）または 098-893-7967 FAX：098-893-8937 e-mail：oilpchr@okiu.ac.jp

## 無料法律相談

沖縄法政研究所では、所員の専門を地域に還元する趣旨で、当研究所に直接来訪できる方を対象に、無料の法律相談を行っている。2012年度は、金銭・不動産・家事等の相談が6件あり、末崎衛所員、井村真己所員、上江洲純子所員が対応した。

■ 問い合わせ 沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所  
TEL 098-892-1111（内線 6119）

※無料法律相談は、電話・FAX・Eメール等による法律相談は行っておりません。

※相談を受ける所員の講義等の兼ね合いもありますので、調整には数カ月程かかる恐れがあります。

## 編集後記

2012年4月から沖縄法政研究所の研究支援助手として着任いたしました。小西所長と黒柳副所長の下、所員・特別研究員のみなさまのご協力のおかげで1年を終えることができました。今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

所法第22号は、本学創立40周年記念事業として開催した講演会、シンポジウム、研究会を特集いたしました。誌面の都合上、概要の紹介になりましたが、詳細については紀要等に掲載する予定です。（石川）

# ●2012年度 活動日誌

## 2012年

4月24日(火) 12:20～12:56 13号館1階会議室

第1回事業計画委員会

1. シンポジウム(創立40周年記念地域連携事業)等の開催に係る作業部会の設置について
2. 所員(新規)の推薦について
3. 特別研究員候補者の推薦について

5月15日(火) 12:20～13:00 13号館1階会議室

第1回作業部会

1. シンポジウム(創立40周年記念地域連携事業)等の開催について(基調講演講師、パネル報告者への依頼等について)

5月16日(水) 13:00～13:30

無料法律相談

5月18日(金) 12:20～13:12 13号館1階会議室

第2回事業計画委員会

1. 新規共同研究について
2. 2012(平成24)年度事業計画(案)等について

6月1日(金) 12:20～13:02[中断/教授会終了後再開]

14:55～15:36

法学部会議室(5号館6階)

第1回所員会議

1. 新規共同研究について
2. 平成24年度事業計画(案)等について
3. 新規所員の推薦について
4. 新規特別研究員の推薦について
5. 所員の辞任について
6. シンポジウムの共催について

6月20日(水)～6月28日(木) 電子メール会議

紀要委員会

1. 紀要執筆要項について
2. 紀要『沖縄法政研究第15号』への投稿募集について

6月25日(月) 12:20～13:00 13号館1階会議室

第2回作業部会

1. シンポジウム(創立40周年記念地域連携事業)等の開催について(当日の進行等について)

6月29日(金) 12:20～12:55 法学部会議室(5号館6階)

第3回事業計画委員会

1. 第40回研究会の開催について
2. シンポジウム「琉球政府の経験と沖縄の自治ー琉球政府発足60周年・廃止40周年にあたってー」の開催について
3. 2012(平成24)年度購入予定図書について
4. 『沖縄法政研究第15号』原稿募集要項について

7月3日(火) 12:20～12:51 13号館1階会議室

第2回所員会議

1. 第40回研究会の開催について
2. シンポジウム「琉球政府の経験と沖縄の自治ー琉球政府発足60周年・廃止40周年にあたってー」の開催について
3. 2012(平成24)年度購入予定図書について
4. 『沖縄法政研究第15号』原稿募集要項について

7月3日(火)～10月10日(水)

『沖縄法政研究第15号』原稿募集

7月18日(水) 16:20～17:20

無料法律相談

7月27日(金)～7月28日(土)

共同研究「沖縄の思想史の足跡」 東京都出張

7月30日(月) 16:20～18:40 13号館1階会議室

第40回研究会 参加者16名

産業財産権の役割とその活用方法ー沖縄県内の事例を中心にー

8月17日(金) 15:00～16:30

無料法律相談

9月6日(木) 10:00～11:15

無料法律相談

10月15日(月)～10月16日(火) 16:00 電子メール会議

第4回事業計画委員会

1. 講演会の開催について

10月16日(火)～10月19日(金) 16:00 電子メール会議

第3回所員会議

1. 講演会の開催について

11月6日(火) 14:40～16:15 3-105教室

第32回講演会(創立40周年記念事業) 参加者約200名  
「復帰40年」屋良朝苗が遺したものの

11月17日(土) 13:00～17:00 7-201教室

第10回シンポジウム(創立40周年記念事業) 参加者121名  
琉球政府の経験と沖縄の自治  
ー琉球政府発足60年・廃止40年にあたってー

11月26日(月) 12:50～13:10 法学部会議室(5号館6階)

第5回事業計画委員会

1. 所長選挙について
2. 2013(平成25)年度予算(案)について
3. 研究会の開催について
4. 講演会の開催について
5. 所員(新規)の推薦について
6. 特別研究員候補者の推薦について
7. 2012(平成24)年度購入予定図書について

12月7日(金) 12:15～12:38 法学部会議室(5号館6階)

第4回所員会議

1. 所長選挙について
2. 2013(平成25)年度予算(案)について
3. 研究会の開催について
4. 講演会の開催について
5. 新規所員の推薦について
6. 特別研究員候補者の推薦について
7. 2012(平成24)年度購入予定図書について

12月9日(日)～12月10日(月)

共同研究「戦後沖縄政治史の研究」 京都市出張

12月14日(金) 13:30～15:30 13号館1階会議室

第41回研究会(創立40周年記念事業) 参加者46名  
米軍統治下における沖縄の「保守」政党とアメリカ

12月21日(金) 15:00～16:20

無料法律相談

## 2013年

1月11日(金)～1月15日(火) 13:00 電子メール

第5回所員会議

1. 2013(平成25)年度予算(案)について

1月21日(月)9:00～1月24日(木)17:00 研究支援課(13号館1階)

所長選挙(投票)

1月24日(木)18:00

所長選挙開票

1月25日(金)10:00

所長選挙結果告示

1月25日(金)10:00～1月28日(月)16:00 研究支援課(13号館1階)

所長選挙(再投票)

1月28日(月)17:00

所長選挙開票、結果告示

1月28日(月) 16:20～18:15 13号館1階会議室

第42回研究会 参加者15名

利用者の立場からみた著作権制度

ーコンピュータ社会における個人的学校教育における利用ー

2月8日(金) 13:30～15:40

第43回研究会 参加者30名

沖縄・憲法・自治

2月11日(月) 13:00～14:00

無料法律相談

2月26日(火) 14:00～16:45 13号館1階会議室

第44回研究会(創立40周年記念事業) 参加者41名

琉球政府の性格ー主として財政の視点からー

3月8日(金) 15:40～15:52

第6回所員会議

1. 所長選挙の結果について
2. 副所長の推薦について
3. 2012(平成24)年度購入予定図書について

3月9日(土) 15:00～16:50 5-106教室

第33回講演会(創立40周年記念事業) 参加者161名

「復帰40年」失望と挫折を乗り越えてー全軍労働争から国政へー

3月11日(月) 10:00～11:30 13号館1階会議室

紀要委員会

1. 『沖縄法政研究 第15号』の発刊について

3月12日(火) 13:30～15:14 13号館1階会議室

第45回研究会 所員限定 参加者7名

戦後沖縄思想史の一面ー復帰前夜を中心にしてー

3月27日(木)～3月30日(土)

共同研究「これからの自治像の研究」 与那国町、石垣市調査  
(インタビュー及び資料収集)

3月29日(金)

所報第22号発行